

令和5年10月31日

波佐見町長 前川 芳徳 様

波佐見町議会議長 百武 辰美



町政に関する要望書の提出について

総務文教委員会において「総合運動公園の早期建設について」、「総合文化会館の機能充実について」、また産業厚生委員会において「浄化槽整備事業の推進について」、「乗合交通事業の推進について」の町政に関する要望書が提出されました。

つきましては、当該要望書を別紙のとおり提出しますので、その内容を踏まえ、今後の事務事業に取り組まれますようお願いいたします。

記

提出書類	・町政に関する要望書	1 部
	・行政調査報告書	1 部

◎町政に関する要望書

1. 総合運動公園の早期建設について（総務文教委員会提出）

要望の趣旨

1. 早期に「総合運動公園整備についての研究会」等を立ち上げ、調査研究を進めることを強く要望する。
1. 野球競技に実績のある波佐見町として、野球場から着手し、長期展望として公園や陸上競技場などの総合的な施設整備の充実を要望する。

第10次波佐見町基本計画（2018～2022年）では、基本目標4「豊かな心を育むまちづくり」として、重要施策4「生涯スポーツの推進」が掲げられており、その主な取組としては、施設の整備充実と活用について示されていました。

そこには、体育施設の計画的な整備として、長期的な展望に立ち「総合運動公園整備の研究を行う」と明記され、また、第6次波佐見町総合計画の前期基本計画（第11次）にも「体育施設の計画的な整備と総合運動公園整備の研究を進めます」と併せて明記されています。

本年6月議会定例会の一般質問において、「総合運動公園の整備についての研究は進められていない」との答弁がありましたが、早期に研究が開始されることを要望します。

総合運動公園が建設されることにより、町民の憩いの場や諸行事等の活用、また町外からの誘客も期待でき相乗効果が得られ、併せて少子高齢化が進む中、町の活性化は十分に期待できると考え要望するものであります。

2. 総合文化会館の機能充実について（総務文教委員会提出）

要望の趣旨

1. 管理の外部委託においては、住民サービス等が低下しないように配慮し、より良いサービスの提供を強く要望する。
1. 現教育委員会事務局のスペースを有効的に活用できるように改築・改修を施すなど施設整備に努めることを要望する。
1. 文化・生涯学習の中心施設としての機能を一層充実させるため、教育・文化の施設としての管理及び施設整備に努め、これまで以上の利用促進を図ることを要望する。

総合文化会館は、総合文化会館設置条例第2条で「町民の芸術文化の向上と生涯学習の推進及び福祉の増進を図るため、文化会館を設置する。」と定められています。

総合文化会館が所在する地区には、小学校、中学校、体育センターがあり、本町における教育・文化の中心をなしており、その中核が総合文化会館となっています。

令和6年1月からは、教育委員会事務局が新庁舎へ移転となることから職員の常駐勤務がなくなり、その管理は外部団体に管理委託等が予定されています。管理委託等となっても住民サービス、利用者サービスが低下することがないように、これまで以上に指導と監督が重要となってきます。

また、施設の整備や活用については、現図書館は職員の休憩スペース、蔵書スペース、資料の作業スペース等が不足していることから、現事務局室等の改築改善を図り、有効的な活用となるよう要望するものであります。

3. 浄化槽整備事業の推進について（産業厚生委員会提出）

要望の趣旨

1. 維持管理費、修繕費、浄化槽の入替えに対する補助事業の設置を要望する。

1. 浄化槽設置整備事業補助金の見直しを行い、新築物件にも転換同様の補助事業の設置、及び下水道区域の見直しにより除外となった地区への特例措置（補助の上乗せ）の設置を要望する。

1. 浄化槽整備事業の広報活動を充実させるとともに、相談窓口を設け相談者がわかりやすい環境整備に努めるよう要望する。

《広報活動》

- ①工事業者や点検業者を巻き込んだPR活動やチラシ配布等
- ②地区説明会や戸別訪問の実施

本町では、令和4年度から汲み取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際に、既設便槽の撤去や宅内配管工事に対しての補助制度を新設され率先した取組として実施されています。

合併処理浄化槽は、微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並みに汚水の処理が可能であり、地震など災害への対応力が高く、各戸から排水される水質は河川の安定的な流量維持にも寄与するものであります。

しかしながら、公共下水道区域以外の地域では、汲み取りや単独浄化槽の世帯が相当数あり、合併処理浄化槽への転換率が上がっていないのが実情であります。

これは、浄化槽設置整備事業補助金制度の拡充による見直しや浄化槽整備事業の広報活動の更なる充実が必要であると思われます。

つきましては、人口減少社会の中で、迅速かつ持続可能な汚水処理施設の整備や運営を行うツールであり、法制度や予算制度を活用して引き続き推進し、持続的な事業運営のためにも町民への丁寧な説明・啓発による地域の理解や民間事業者との連携と協力が重要であるため要望するものであります。

なお、今回の要望にあたっては、産業厚生委員会における行政調査を行った上での要望でもあるため、参考として別紙のとおり報告書を添付します。

4. 乗合交通事業の推進について（産業厚生委員会提出）

要望の趣旨

1. 地域公共交通計画策定に向けて、検討委員会を立ち上げ、準備を進めるよう要望する。

- ①国が求める地域公共交通計画を早急に策定するための準備を進める。
- ②同時に町民の交通に関するニーズ調査を行い、現状分析を行う。
- ③路線バス、乗合交通、マイカー事情等、重層的な交通の在り方について、10年後の本町を見据えて検討委員会を立ち上げて、抜本的な研究を行う。

1. 乗合交通の在り方について、抜本的な見直しを行うよう要望する。

- ①A I 等の最新技術導入を行い待ち時間を減らす仕組みを導入するなど。
- ②オンデマンドの仕組みを導入することで、運行会社への負荷軽減策を考慮する。

1. 西九州新幹線開業に伴う周辺駅への二次交通の見直しを行うよう要望する。

近年、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、地方圏における地域公共交通は、利用者が減少することにより、交通事業者の経営状況が圧迫され、赤字路線を廃止せざるを得ないなど、維持が困難な状況となっています。そのことから、今後必要な公共交通サービスを受けることができない地域住民が増加するなど、危機的な状況となります。また、高齢化が進む中で車の運転をすることができない高齢者が日常生活において不便な思いをしていることが多く、買い物難民の増加など問題視されているところです。

本町においては、平成24年度から交通空白地帯の解消を目的として予約制乗合交通を導入され、運行開始から11年目となっています。

本事業は、幾多の協議等を重ねられた末に、現在では利用拡大に繋がり定着しているところですが、一方では町民から不便との声が上がっていることは否めないところです。

このことから、公共交通機関と予約制乗合交通の問題や課題について、早急な改善等が必要であるため要望するものであります。

なお、今回の要望にあたっては、産業厚生委員会における行政調査を行った上での要望でもあるため、参考として別紙のとおり報告書を添付します。